



東証上場会社における独立社外取締役の 選任状況及び指名委員会・報酬委員会の 設置状況

株式会社東京証券取引所
2022年8月3日

【本資料の集計対象について】

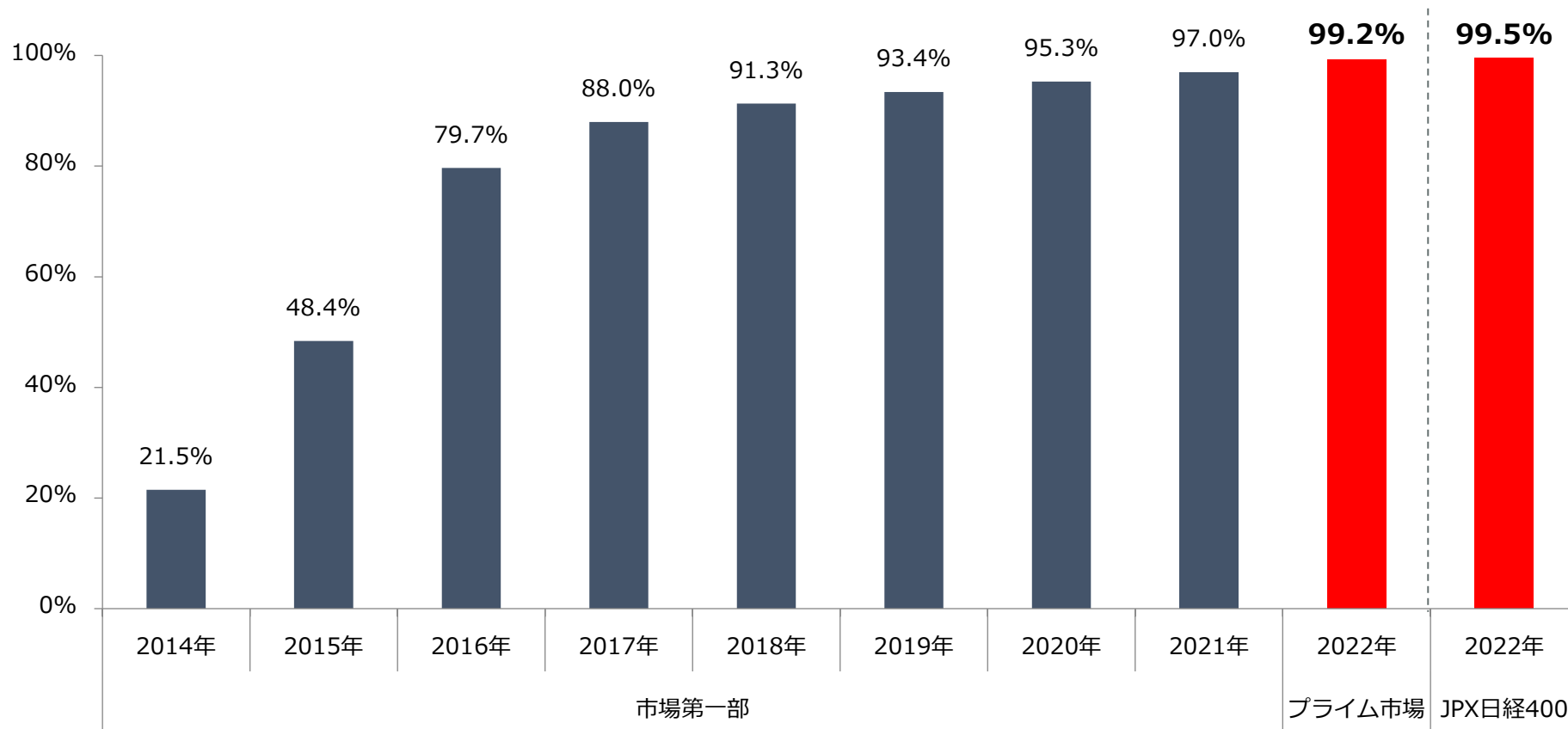
本資料は、2022年7月14日時点におけるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに集計しています。

1. 独立社外取締役の選任状況

1. (1) 2名以上の独立社外取締役の選任状況

- 2名以上の独立社外取締役を選任する上場企業の比率は、
 - ✓ プライム市場では、99.2% (前年比(※) +2.2pt)
 - ✓ JPX日経400では、99.5% (前年比+0.5pt)

【2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社(プライム市場)の比率推移】

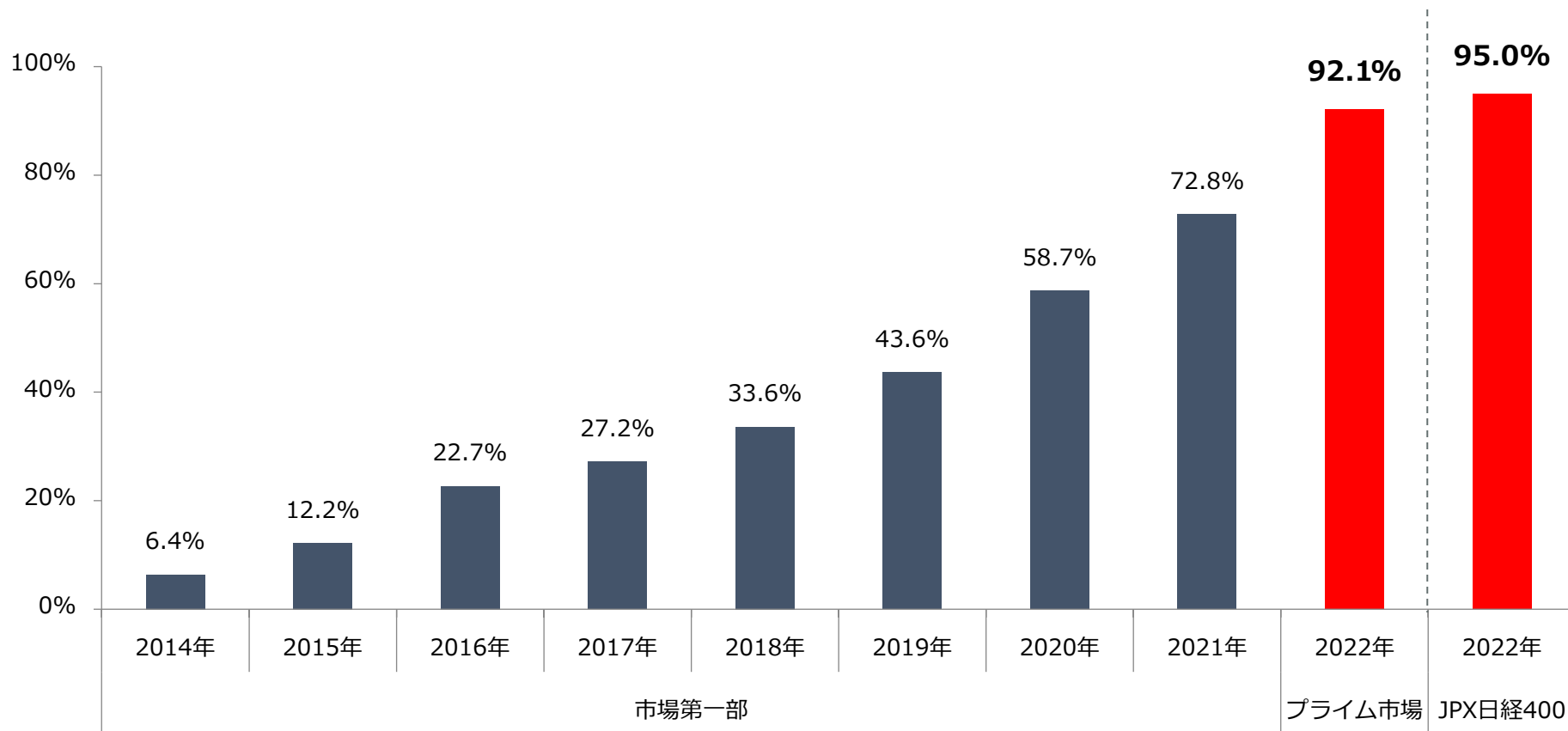


(※) プライム市場の前年比は、前年の旧市場第一部の比率との増減を示している(次頁以降も同様)

1. (2) 3分の1以上の独立社外取締役の選任状況

- 3分の1以上の独立社外取締役を選任する上場企業の比率は、
 - ✓ プライム市場では、92.1% (前年比+19.3pt)
 - ✓ JPX日経400では、95.0% (前年比+8.0pt)

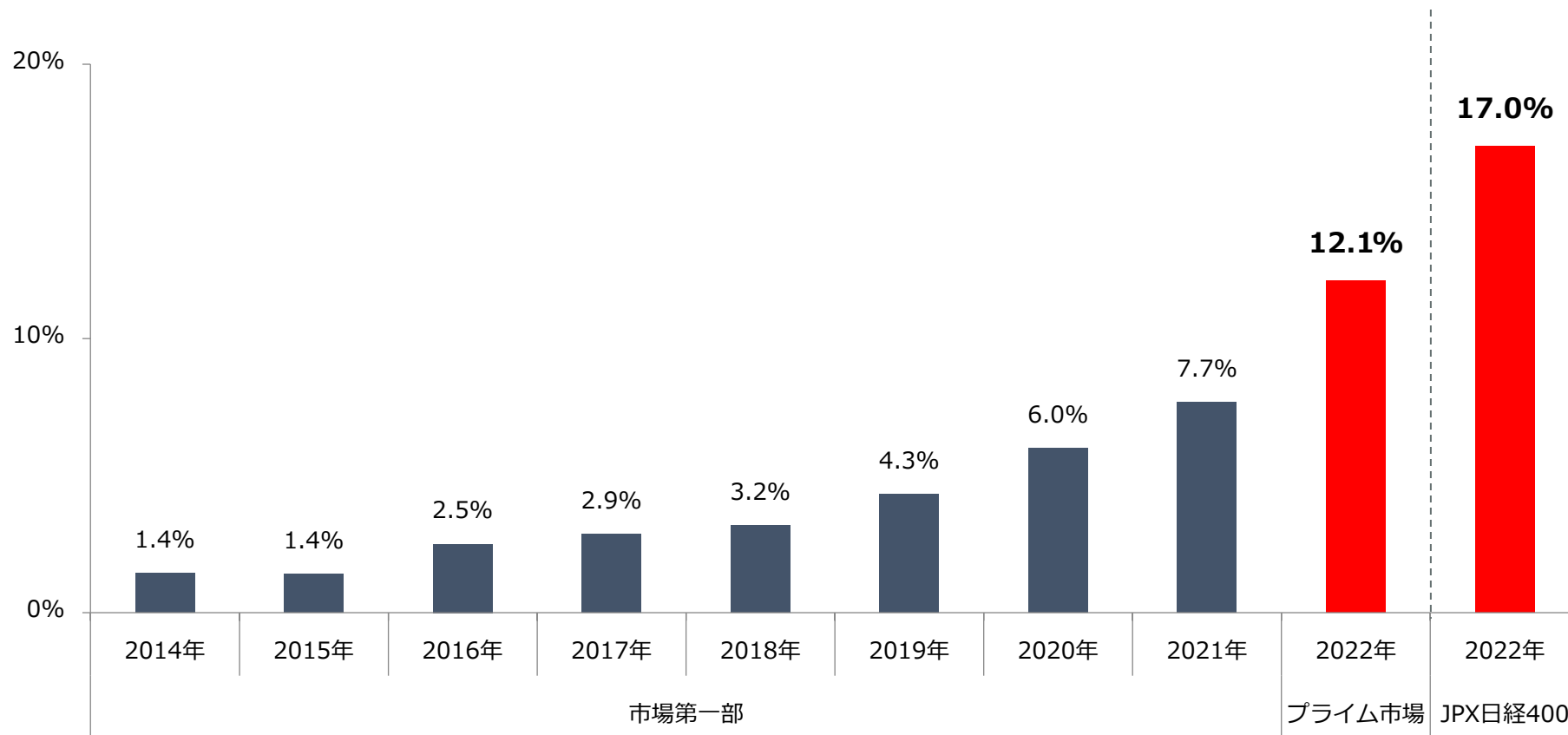
【3分の1以上の独立社外取締役を選任する上場会社（プライム市場）の比率推移】



1. (3) 過半数の独立社外取締役の選任状況

- 過半数の独立社外取締役を選任する上場企業の比率は、
 - ✓ プライム市場では、12.1% (前年比+4.4pt)
 - ✓ JPX日経400では、17.0% (前年比+5.0pt)

【過半数の独立社外取締役を選任する上場会社（プライム市場）の比率推移】



(参考) 2名／3分の1以上／過半数の独立社外取締役の選任会社数

集計対象	社数	2名以上の 独立社外取締役選任		3分の1以上の 独立社外取締役選任		過半数の 独立社外取締役選任	
		会社数	比率	会社数	比率	会社数	比率
プライム市場	1,837社	1,822社	99.2%	1,692社	92.1%	223社	12.1%
スタンダード市場	1,456社	1,112社	76.4%	670社	46.0%	67社	4.6%
グロース市場	477社	284社	59.5%	246社	51.6%	55社	11.5%
全上場会社	3,770社	3,218社 (+174)	85.4% (+3.9pt)	2,608社 (+436)	69.2% (+11.0pt)	345社 (+110)	9.2% (+2.9pt)
JPX日経400	399社	397社 (+2)	99.5% (+0.5pt)	379社 (+32)	95.0% (+8.0pt)	68社 (+20)	17.0% (+5.0pt)

注：括弧内は前年7月比

(参考) 1社あたりの独立社外取締役人数

集計対象	社数	取締役会 平均 人数	独立社外取締役					
			平均 人数	1名	2名	3名	4名	5名以上
プライム市場	1,837社	9.1人	3.6人	13社	269社	695社	476社	382社
				0.7%	14.6%	37.8%	25.9%	20.8%
スタンダード市場	1,456社	7.5人	2.2人	304社	654社	317社	108社	33社
				20.9%	44.9%	21.8%	7.4%	2.3%
グロース市場	477社	6.1人	2.0人	181社	141社	84社	43社	16社
				37.9%	29.6%	17.6%	9.0%	3.4%
全上場会社	3,770社	8.1人	2.9人	498社	1,064社	1,096社	627社	431社
				13.2%	28.2%	29.1%	16.6%	11.4%
JPX日経400	399社	10.1人	4.3人	2社	22社	110社	122社	143社
				0.5%	5.5%	27.6%	30.6%	35.8%

注：下段の数値（比率）は各区分における社数に占める構成比

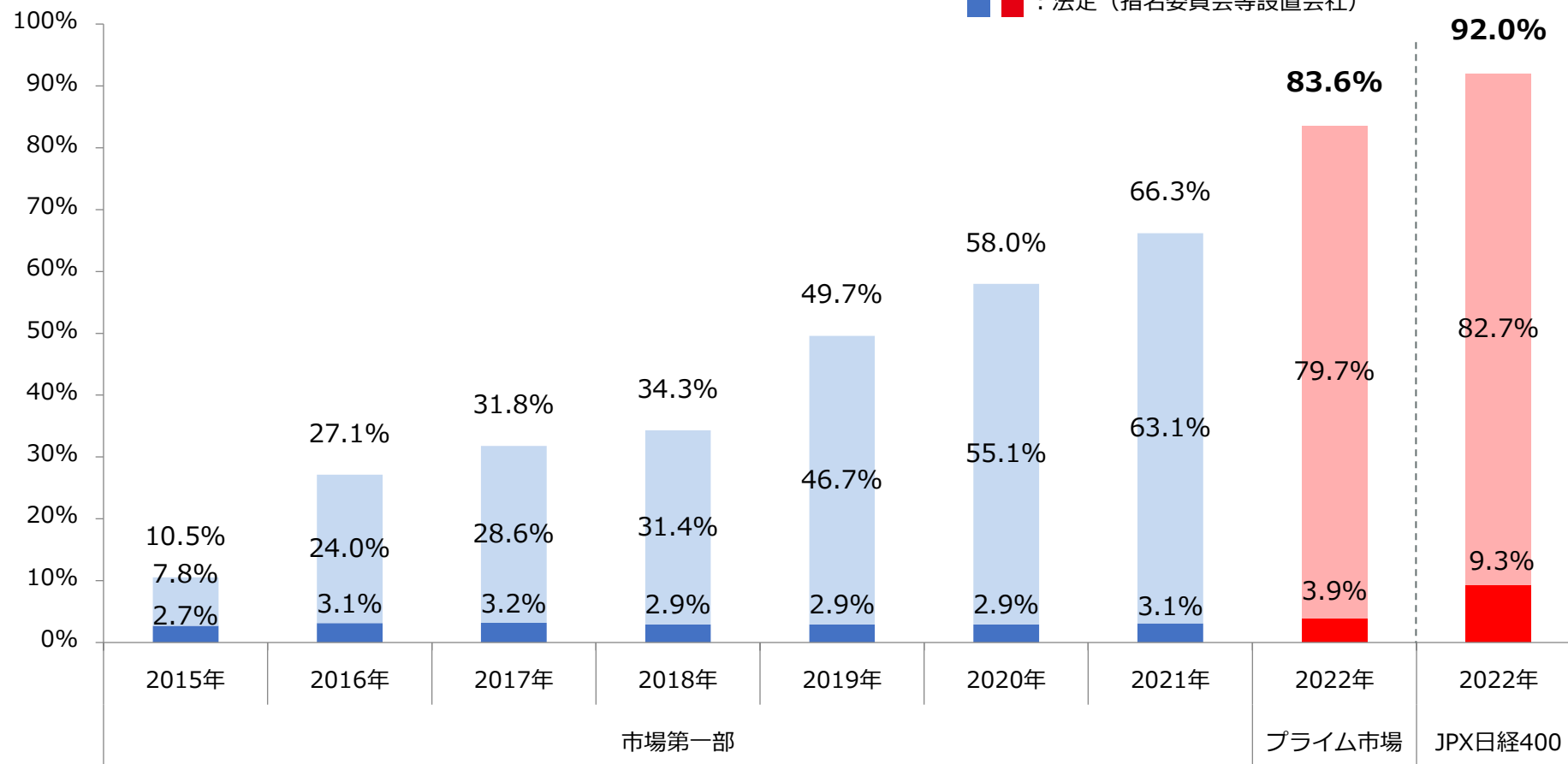
2. 指名委員会・報酬委員会の設置状況

2. (1) a 指名委員会の設置状況

- ▶ プライム市場上場会社のうち、法定の指名委員会等設置会社は3.9%（前年比+0.8pt）、監査等委員会設置会社または監査役会設置会社で任意の指名委員会を設置している会社は79.7%（前年比+16.6pt）

【指名委員会設置会社（プライム市場）の比率推移委】

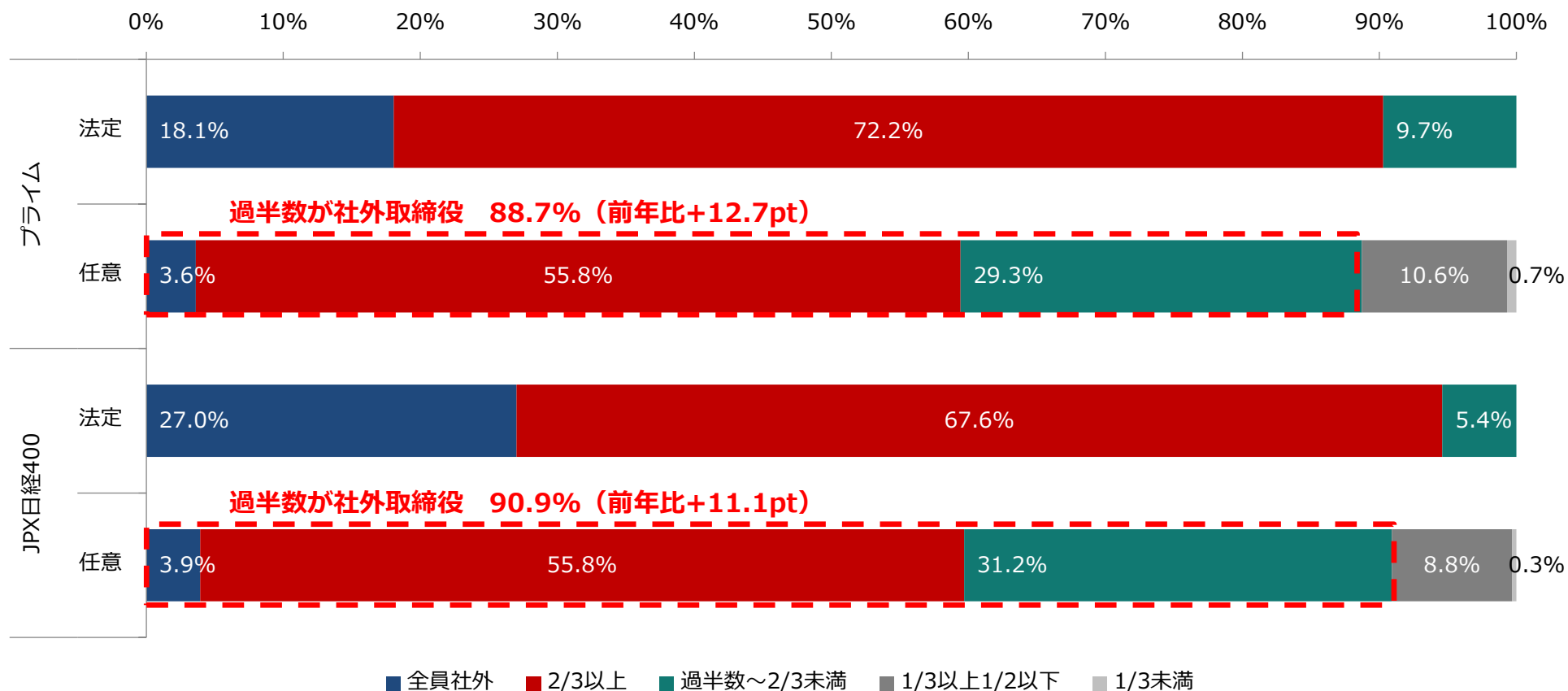
■ 任意（監査役会設置会社または監査等委員会設置会社）
 ■ 法定（指名委員会等設置会社）



2. (1) b 指名委員会における社外取締役の比率

- 任意の指名委員会の過半数が社外取締役である上場会社の比率は、
 - ✓ プライム市場では、88.7%（前年比+12.7pt）
 - ✓ JPX日経400では、90.9%（前年比+11.1pt）

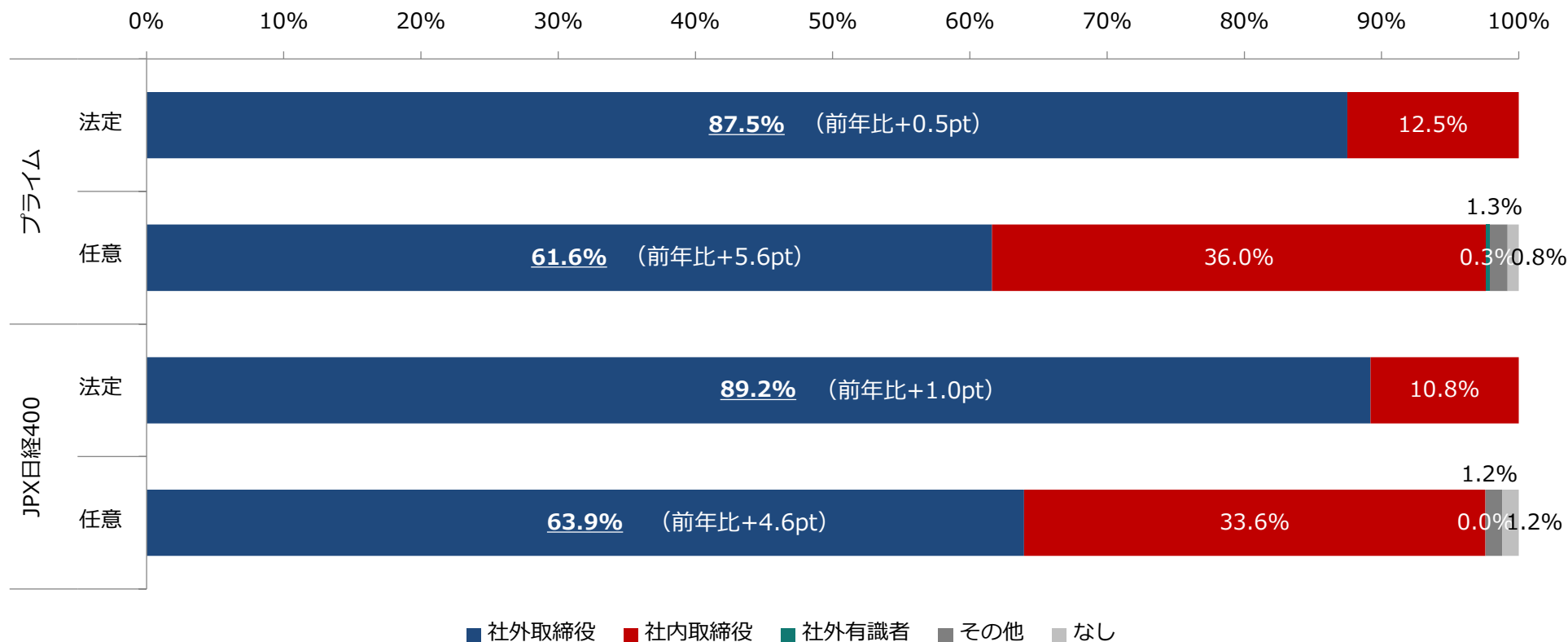
【指名委員会における社外取締役の比率】



2. (1) c 指名委員会の委員長の属性

- 法定の指名委員会の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
 - ✓ プライム市場、JPX日経400では、それぞれ87.5%、89.2%
- 任意の指名委員会の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
 - ✓ プライム市場、JPX日経400では、それぞれ61.6%、63.9%

【指名委員会の委員長の属性】

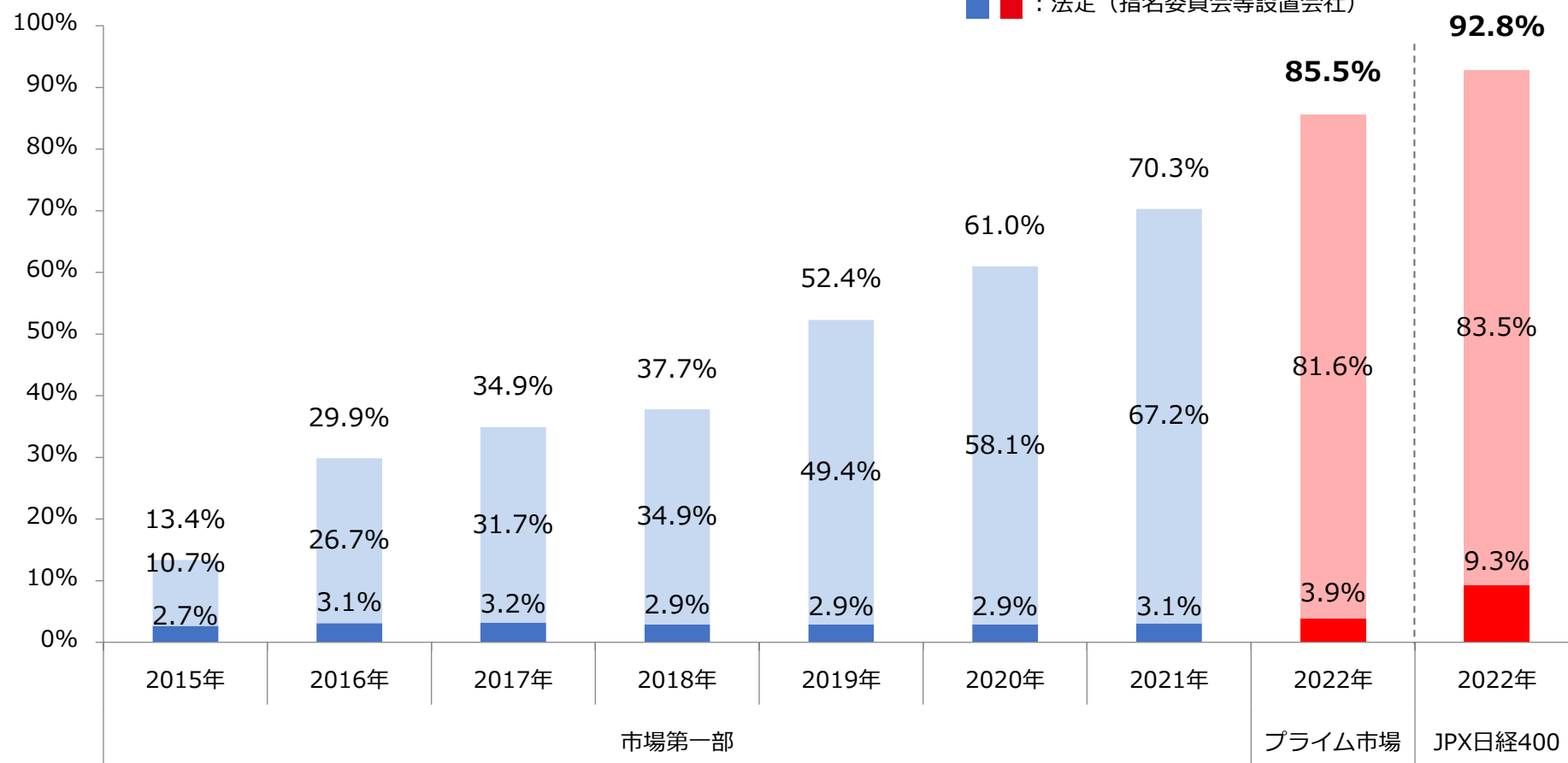


2. (2) a 報酬委員会の設置状況

- ▶ プライム市場上場会社のうち、法定の指名委員会等設置会社は3.9%（前年比+0.8pt）、監査等委員会設置会社または監査役会設置会社で任意の報酬委員会を設置している会社は81.6%（前年比+14.4pt）

【報酬委員会設置会社（プライム市場）の比率推移委】

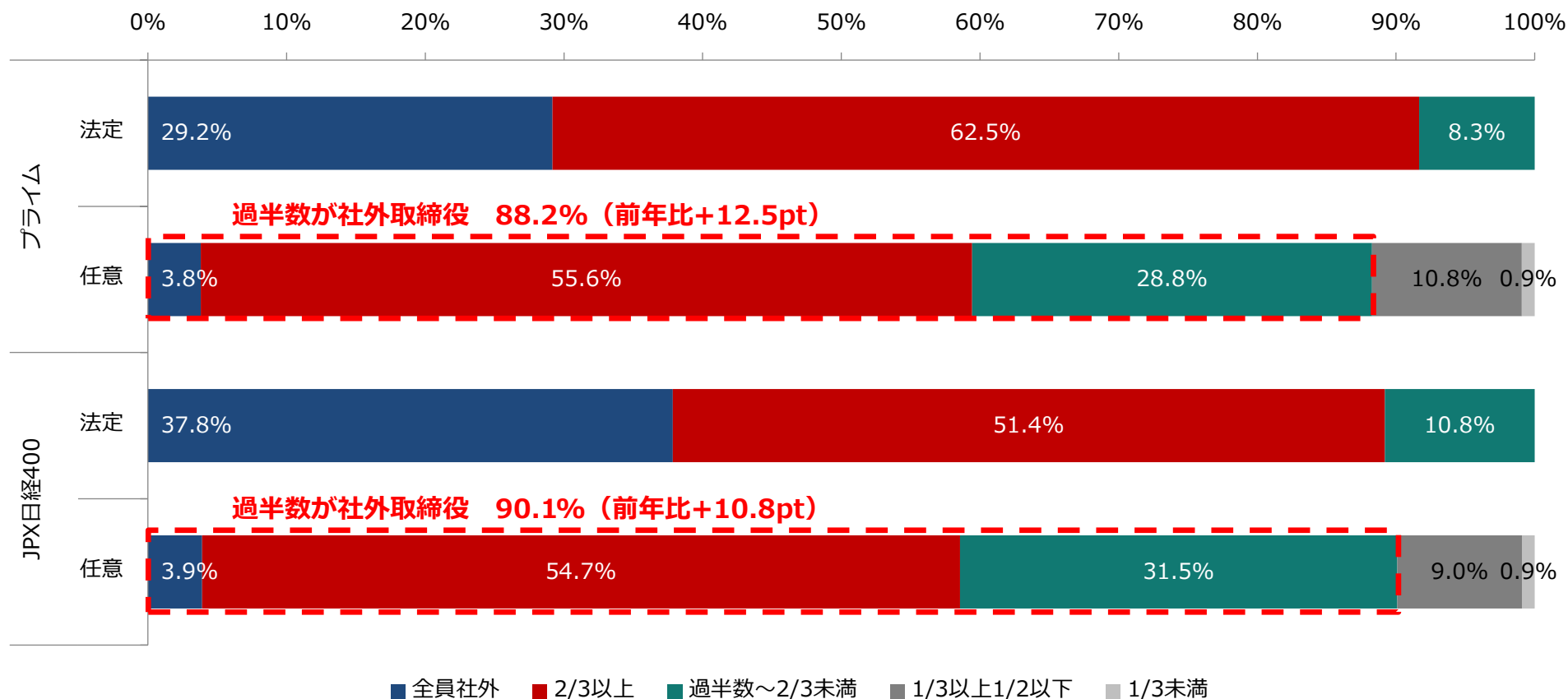
■ 任意（監査役会設置会社または監査等委員会設置会社）
 ■ 法定（指名委員会等設置会社）



2. (2) b 報酬委員会における社外取締役の比率

- 任意の報酬委員会の過半数が社外取締役である上場会社の比率は、
 - ✓ プライム市場では、88.2%（前年比+12.5pt）
 - ✓ JPX日経400では、90.1%（前年比+10.8pt）

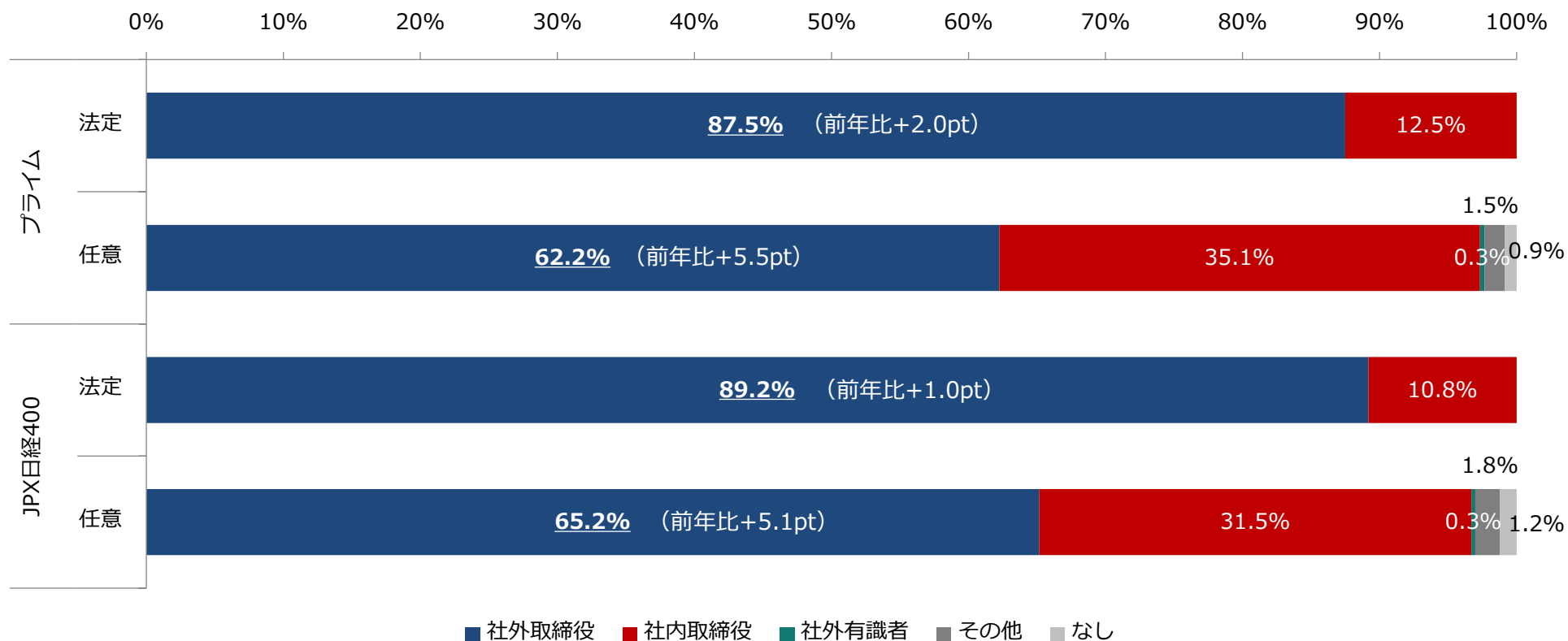
【報酬委員会における社外取締役の比率】



2. (2) c 報酬委員会の委員長の属性

- 法定の報酬委員会の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
 - ✓ プライム市場、JPX日経400では、それぞれ87.5%、89.2%
- 任意の報酬委員会の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
 - ✓ プライム市場、JPX日経400では、それぞれ62.2%、65.2%

【報酬委員会の委員長の属性】



(参考) 指名委員会・報酬委員会の設置状況

集計対象	社数	指名委員会等設置会社		監査等委員会設置会社または監査役会設置会社			
		法定の指名委員会・報酬委員会		任意の指名委員会		任意の報酬委員会	
		会社数	比率	会社数	比率	会社数	比率
プライム市場	1,837社	72社	3.9%	1,464社	79.7%	1,499社	81.6%
スタンダード市場	1,456社	11社	0.8%	494社	33.9%	547社	37.6%
グロース市場	477社	5社	1.0%	78社	16.4%	129社	27.0%
全上場会社	3,770社	88社 (+7)	2.3% (+0.1pt)	2,036社 (+401)	54.0% (+10.2pt)	2,175社 (+370)	57.7% (+9.4pt)
JPX日経400	399社	37社 (+3)	9.3% (+0.8pt)	330社 (+13)	82.7% (+3.3pt)	333社 (+10)	83.5% (+2.5pt)

注：括弧内は前年7月比

3. 參考資料

集計対象	社数	指名委員会等 設置会社		監査等委員会 設置会社		監査役会 設置会社	
		会社数	比率	会社数	比率	会社数	比率
プライム市場	1,837社	72社	3.9%	703社	38.3%	1,062社	57.8%
スタンダード市場	1,456社	11社	0.8%	544社	37.4%	901社	61.9%
グロース市場	477社	5社	1.0%	145社	30.4%	327社	68.6%
全上場会社	3,770社	88社 (+7)	2.3% (+0.2pt)	1,392社 (+155)	36.9% (+3.8pt)	2,290社 (-127)	60.7% (-4.0pt)
JPX日経400	399社	37社 (+3)	9.3% (+0.8pt)	108社 (+10)	27.1% (+2.5pt)	254社 (-13)	63.7% (-3.3pt)

注：括弧内は前年7月比

【原則 4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。

また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

【補充原則 4 - 10 ①】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。